



窓口以外でも犬の登録が可能になりました

犬の所有者となった方は、狂犬病予防法により、飼い始めた日もしくは生後 90 日を超えた日から 30 日以内に犬の登録をすることが義務付けられています。

犬の新規登録手続きは、これまで市役所環境課の窓口のみで受付しておりましたが、従来の窓口における手続きに加え、以下のとおり自宅で*犬の登録手続きが可能になりました。

※eメールとインターネットから振り込み可能な環境が必要です。

○手続きの流れ○

- ①メールのタイトルを「犬の登録手続き希望」と入力し、下記の環境課メールアドレス宛にメールを送信してください。
- ②市から必要事項を入力したメールを返信します。
- ③メールの内容に沿って必要な情報をご入力いただき、メールを返信してください。
- ④手数料をメールに記載されている口座へ振り込んでください。
- ⑤犬の登録に必要な情報及び手数料の納付確認がとれた後に、「愛犬手帳・鑑札・領収書等」を郵送します。

○お振り込みいただく手数料○

登録手数料 3,000 円

(注) お振込手数料はご負担いただくようお願いします。

○その他○

手数料の支払は、郵便やATMからの振り込みで行うことも可能です。

詳細は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

○問い合わせ先○

御殿場市役所環境課

電話：0550-83-1610

メール：kankyo@city.gotemba.lg.jp



飼い犬に、鑑札と注射済票を装着することは法律で義務付けられています。
もしもの時には迷子札の役割も果たしますので、必ず身に付けさせてください。